

参 自 発 0630 第 3 号
令和 7 年 6 月 30 日

都道府県
各 指定都市 自殺対策主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）

令和 7 年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）第 7 条第 2 項において、9 月 10 日から 9 月 16 日の 1 週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、同条第 3 項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）において、自殺予防週間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に長期休暇明け前後にはこどもの自殺リスクが高まることから、自殺予防週間に先駆けて長期休暇期間中から啓発活動を行っています。

令和 6 年の小中高生の自殺者数は過去最多の 529 人となっており、令和 5 年 6 月 2 日に取りまとめられた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、引き続き、こどもの自殺対策を推進していくこととしています。本プラン等については、こども家庭庁から、別添のとおり、「こどもの自殺対策に係る取組について」（令和 7 年 6 月 30 日付けこ支総第 130 号こども家庭庁支援局総務課自殺対策室通知）が発出されておりますので、ご参照ください。

なお、文部科学省から、別添のとおり、「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和 7 年 6 月 30 日付け 7 初児生第 7 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）が発出されておりますので、教育委員会担当課等との連携を図っていただくようお願いいたします。

つきましては、各都道府県・指定都市・市区町村におかれても、自殺予防週間に向け

て各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴管内の関係機関、関係団体等に自殺予防週間に向けた取組を呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示及び広報動画の活用について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺予防週間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示のご協力をお願いいたします。

なお、ポスターの掲示場所については、多くの人が集まる場所への掲示が効果的と考えます。例年の配布事例では、学校を含む公的機関の他、大型商業施設、スーパー、コンビニ、金融機関などへの配布も報告いただいているところですので、このような事例も参考に、掲示先のご検討をお願いいたします。

また、ポスターは、7月下旬を目途にお送りする予定ですが、夏季休暇の時期も考慮し、自殺予防週間を迎える前（8月）から掲示いただくことが効果的と考えますので、準備が整い次第、早いうちからご掲示いただくようお願いいたします。

併せて、自殺予防週間に関する広報動画も作成しますので、SNS等での情報発信や関係機関、関係団体への周知につきましてもご協力をお願い致します。

※特に長期休暇明け前後にはこどもの自殺リスクが高まることから、若者に相談窓口に気づいてもらうことを目的としたポスターと動画を作成予定です。

2 自殺予防週間における取組の強化について

こころの健康相談統一ダイヤルにつきましては、例年、自殺予防週間の取組に併せて、相談時間の延長、回線の増設等相談体制の強化を図っている自治体からの報告を受けており、相談員の確保等のご尽力に感謝申し上げます。

その上で、今年度、相談体制の拡充を予定又は検討する場合に当たっては、相談時間の延長の他、例えば自殺が多い時間帯（深夜帯、早朝帯など）に着目して、一定期間その部分に特化して拡充する方法も効果的と考えますので、自殺予防週間の取組としてご検討いただければ幸いです。

3 自殺予防週間に実施する取組の公表について

貴自治体（都道府県におかれては管内市区町村分も含む。）が令和7年度「自殺予防週間」にあわせて実施する取組については、①「支援情報検索サイト」への登録及び公表、②関係府省庁・関係団体の取組とともに厚生労働省 HP 等において公表を行う予定です。「支援情報検索サイト」への登録について、ご協力くださいますようお願いいたします。

（参考）令和6年度自殺対策強化月間の主な取組（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/r6_jisatsutaisakugekkan.html

以上

【本件連絡先】

本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1－2－2

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電 話：03-5253-1111（内線 2837）

担当者：佐藤、五十嵐、渡邊、山本

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp